

参考

全L協保安28第3号
平成28年4月14日

正 会 員 各 位

(一社) 全国L P ガス協会

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との 保安離隔の確保等について

この度、経産省より標記案件につきまして別添のとおり、関係団体に対して協力依頼を行った旨のお知らせ及び、当協会に対してお客様向けパンフレットの周知依頼がありました。

本件が発出された経緯につきましては、多くのL P ガス販売事業者より、お客様宅にL P ガス容器を設置した際に、法令に基づき火気までの距離を2 m超えて設置し、保安を確保していたにも拘わらず、その後に他者が2 m以内にエアコン室外機等を設置した場合でも、同室外機等を火気とみなしている都道府県からL P ガス販売事業者が指摘を受けることがあり、当該事業者より経産省等に対して、同室外機等を販売又は設置する事業者等へ注意喚起して欲しい旨の要望が寄せられておりました。

これを受け、経産省より別添のとおり該当する関係団体に対して、同室外機等をやむを得ず2 m以内に設置せざるを得ない場合は、設置工事前に関係者に連絡し、不燃性の隔壁を設け火気を遮るなどの措置を講じる必要がある旨を傘下の事業者等へ周知するよう依頼されたものです。

また、当協会に対しては、上述の関係団体宛の文書にも添付されております同室外機等を設置されるお客様向けに経産省が作成したパンフレット（別紙1）をL P ガス販売事業者を通じて、お客様に周知するよう依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、同パンフレットが経産省の以下のホームページに掲載されましたことをご周知くださいますようお願いいたします。

なお、都道府県が同室外機等を火気とみなしていない都道府県協会及び直接会員におかれましては、当該都道府県より問合せ等があった場合は、従来どおりのご対応方よろしくお願いいたします。

[経産省が作成したお客様向けのパンフレットの掲載アドレス]

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

[経産省より協力依頼文書が発出された団体名（順不同）]

- ・ 全日本電気工事業工業組合連合会
- ・ (一社) 日本電気工事士協会
- ・ (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- ・ (一社) 日本ガス石油機器工業会
- ・ (一社) 日本冷凍空調工業会
- ・ (一社) 日本電設工業協会
- ・ 全国電機商業組合連合会
- ・ 大手家電流通協会

※当協会からの文書には、内容が同文であるため、全日本電気工事業工業組合連合会宛の文書のみ、添付しております。

以 上

発信手段：Eメール
保安部：内倉、渡辺、片岡